

## 消防法違反にならないよう事前相談を！

テナント入居の際や建物の増改築などで、知らないうちに消防法違反となるケースがあります。

消防法では、建物の構造、面積及び使用形態に応じて必要な「消防用設備」等が義務づけられています。また、工事が終了してから指摘を受け改修すると多額の費用がかかる場合もあります。

### ● 消防の立入検査時に発覚するケース

#### テナント等

- 例 ① 事務所で使用していた建物を物販店に改装して使用する場合
- ② 屋内階段が1つのビルで3階以上の階に飲食店を営む場合
- ③ 消防法令違反の建物を購入若しくは借用して使用する場合

#### 増改築等

- 例 ① 建築確認申請など手続きを行わない増改築をした場合
- ② 耐火・準耐火構造の建物に木造で増改築をした場合
- ③ 建物と建物を接続した場合
- ④ 避難や消火活動に有効な開口部（窓や出入口等）を封鎖した場合

要注意！



設備が必要になるかも！！



### ● 消防法令違反になると

不特定多数の方が利用する建物で違反がある場合は、**公表制度**により始良市のホームページでその情報が公表され、それでも違反が改善されない場合は、**行政処分**により「警告」、「使用停止命令」、や「告発」により罰則を受ける場合があります。



事前に（計画段階）消防本部へ相談をして

必要な申請・届出をお願いします。



始良市消防本部 予防課  
☎ 0995-63-3819